

頁	現 行	修 正 案	備 考
	【北海道地域防災計画の修正を踏まえた修正・追記等】	【北海道地域防災計画の修正を踏まえた修正・追記等】	
40	第4章 災害予防計画 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 第2 配慮すべき事項 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	第4章 災害予防計画 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 第2 配慮すべき事項 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。	(追記)
44	第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 第1 食料その他の物資の確保 1 町は、災害時に（中略） 〔備蓄の例〕 （以下略）	第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 第1 食料その他の物資の確保 1 町は、災害時に（中略） (1) 滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。 (2) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。 (3) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。 (4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。 〔備蓄の例〕 （以下略）	(追記)
46	第4節 相互支援（受援）体制整備計画 第2 相互支援（受援）体制の整備 (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制をととのえておくものとする。	第4節 相互支援（受援）体制整備計画 第2 相互支援（受援）体制の整備 (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制をととのえておくものとする。	(追記)

	第6節 避難体制整備計画 第3 避難所の確保等 4 (2) 高齢者福祉施設、障がい者支援施設等の施設を活用し、指定避難場所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。 第5章 災害応急対策 第5節 避難対策計画 第8 被災者の受け入れ及び生活環境の整備 市町村は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、（中略） また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 第10 指定避難所の開設 3 町は、（中略）確認するものとする。 第11 指定避難場所の運営管理等 5 町は、指定避難場所の生活環境に注意を払い、（中略）段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、（中略）必要な措置を講じるよう努めるものとする。	第6節 避難体制整備計画 第3 避難所の確保等 4 (2) 老人福祉施設、障がい者支援施設等、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。 第5章 災害応急対策 第5節 避難対策計画 第8 被災者の受け入れ及び生活環境の整備 市町村は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、（中略） また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 第10 指定避難所の開設 3 町は、（中略）確認するものとする。また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。 第11 指定避難場所の運営管理等 5 町は、指定避難場所の生活環境に注意を払い、（中略）段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、（中略）必要な措置を講じるよう努めるものとする。	(修正) (修正) (修正) (修正)
--	--	--	---

下川町地域防災計画（本編） 新旧対照表

98	10 11 に繰り下げ	10 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。	(追加)
----	-------------	---	------

99	第12 広域避難 5 関係機関の連携 町、運送業者等は、(中略) 広域避難を実施するよう努めるものとする。	第12 広域避難 5 関係機関の連携 (1) 町、運送業者等は、(中略) 広域避難を実施するよう努めるものとする。 この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。 ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理 イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む。）の確保 ウ バスなど被災者の移送手段の確保 エ 広域避難についての被災者の意向の把握 オ 被災者の希望を踏まえた施設（ホテル、旅館等を含む。）のマッチング カ 施設（ホテル、旅館等を含む。）への移送 キ 広域避難先での継続的な支援 (2) 町及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を共有できるよう努めるものとする。	
84	【社名変更に伴う修正】 第5章 災害応急対策計画 第3節 災害通信計画 第1 通信手段の確保等 東日本電信電話㈱	【社名変更に伴う修正】 第5章 災害応急対策計画 第3節 災害通信計画 第1 通信手段の確保等 NTT東日本㈱	(追記)
86	【下川町の体制を踏まえた修正】 第5章 災害応急対策計画 第3節 災害通信計画 第2 3 専用通信施設の利用（副主通信系統） (3) 町防災放送設備等による通信 町に設置されている防災放送設備及び行政情報告知端末機等を利用し、現地情報の収集及び応急措置司令の連絡を行う。	【下川町の体制を踏まえた修正】 第5章 災害応急対策計画 第3節 災害通信計画 第2 3 専用通信施設の利用（副主通信系統） (3) 町防災放送設備等による通信 町に設置されている防災放送設備及び行政情報告知端末機等を利用し、現地情報の収集及び応急措置司令の連絡を行う。	(修正)
			(削除)

88	第4節 災害広報・情報提供計画 第1 災害広報及び情報等の提供の方法 1 町民に対する広報等の方法 (1) 町は、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、町防災行政無線、緊急速報メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、SNS（Twitter等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ（以降略）	第4節 災害広報・情報提供計画 第1 災害広報及び情報等の提供の方法 1 町民に対する広報等の方法 (1) 町は、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、町防災行政無線、緊急速報メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、LINE等、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ（以降略）	(削除) (修正)
----	--	---	-------------------------